

日程第5 議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則についてから日程第6 議員提出議案第2号橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について までの2件

○議長（上田順康君）日程第5 議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について と日程第6 議員提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
29番 中西健君。

〔29番（中西 健君）登壇〕

○29番（中西 健君）おはようございます。
議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則 及び議員提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案はいずれも、昨年11月に地方自治法の一部を改正する法律が交付及び施行されたことに伴い、全国市議会議長会におきまして標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例が改正されております。本市議会の会議規則委員会条例につきましても、これに伴い改正するものであります。

まず、第1号についてであります。第14条、第19条及び第37条は、議会の実質的な審査を行う委員会に議案を提出する権限が認められたことに伴う改正であります。

第78条、第79条及び第81条は、議会の会議録を電磁的記録で作成できるとされた改正であります。なお、本市議会では従来どおり紙ベースにより会議録を作成しますが、今後、

電磁的記録により作成する場合に対応できるよう改正するものであります。

第98条、第142条及び第154条は、法改正及び会議規則の条項変更による改正であります。

第2号は、第2条の改正を除き、先ほどの議員提出議案第1号と同様、法改正に伴うものであります。

第2条は、橋川議員が亡くなられたことに伴う経済建設委員会委員の定数の改正であります。

第3条、第5条は、次の第8条の改正に伴い、閉会中においても議長が委員の選任ができるようになったことにより、委員の任期満了前の改正の規定を削除するものであります。

第8条は、常任委員等の選任については、議長の指名によることに改めるものであります。

第14条は、議会運営委員会及び特別委員会に規定していた委員の辞任を常任委員にも適用できるよう改正するものであります。

第30条は、委員会の記録について、本議会議録と同様、今後において電磁的記録によることができるよう改正するものであります。

以上、議員各位によりしくご審議の上ご可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております議員提出議案第1号と議員提出議案第2号の2件については、会議規則第37条第

2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号と議員提出議案第2号の2件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市議会会議規則の一部を改正する規則についてと、議員提出議案第2号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例についての2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案1号と議員提出議案2号の2件については、原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願 並びに請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ建設を求める請願の取り下げの件

○議長(上田順康君)日程第7 請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願並びに請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ建設を求める請願の取り下

げの件 を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり、請願者御幸辻区長木村好成氏並びに御幸辻老人会代表谷昇氏から、平成19年2月19日付をもって請願書の取り下げ願いが提出されました。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願 並びに請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ建設を求める請願の取り下げの件について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願 並びに請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ建設を求める請願の取り下げの件については、これを承認することに決しました。

日程第8 議案第1号 平成19年度橋本市一般会計予算について から日程第44 選第2号人権擁護委員候補者の推薦について までの37件

○議長(上田順康君)日程第8 議案第1号 平成19年度橋本市一般会計予算について から日程第44 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について までの37件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)皆さん、おはようございます。

橋本市議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は厳寒の日もあり、温暖化も小休

止かなと、やむなしむなしい安堵を感じた日もございました。年は改まりましたが、我が国の経済情勢はやや明るさが見えてきたようでございますけれども、地方都市としてはまだその実感がわいてこないのが事実でございます。全国の自治体の多くは、それぞれに知恵を競い合いながら日々を重ねておるところでございます。

かつて採炭地として栄えた夕張市が行政運営に行き詰まり、財政再建団体として政府の管理下で懸命の立て直しがされておるわけでございます。夕張の子どもたちは、学校数が半減する中、長距離通学に我慢の汗を流しながら頑張っているとも報じられております。また、全国から励ましや支援の手を差し伸べられ、自立の道を歩むものと存じますが、本市におきましても非常に財政状況が厳しいわけございまして、過日、市長査定、そして予算、当初予算編成に向けて検討もいろいろ重ねてまいりましたが、最終12億6,000万円相当の歳入財源不足ということに陥っておるわけございまして、財政調整基金等々それぞれ充当しながら、本日の提出に至ったところでございます。

また、既に新聞紙上でご承知のことと思っておりますが、平成19年1月19日に滋賀県の野洲市と災害時における相互協定を、上田議長、そして中上総務委員長ご出席のもと締結いたしましたところでございます。

今回の協定は、大規模災害が発生した場合に、被災するおそれがないと考えられる中距離地域の自治体との相互応援協定の締結でございます。三重県名張市との相互応援協定につきましても、新年度早々の締結に向け、現在調整をいたしておるところでございます。

昨年末、市民の皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしました、クリーンセンター内で発覚した職員の不祥事に伴います関係職員の処

分につきましては、先般厳しく対処いたしましたところでございます。また、私本人の処分につきましては、追加議案として今議会にお諮りをさせていただくことになってございますので、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

また、昨日のことでございますが、国道371号の橋本バイパスの決起集会、本当に議員の皆さんにも大変お力添えをいただきまして、おかげで立派に終わることができました。中でも仁坂知事、そして国会議員、県議員、国土交通省、河内長野市、伊都郡内の首長、議会の議長、50数名が来賓として出席をいただいたわけございまして、午後1時25分現在では約1,200名ということでございまして、私としても大変うれしく思いました。あと100人ほど増えたようでございます。最終1,300人であったということの報告をいただいておりますが、これもやはり私は「大阪が風邪を引きゃ橋本は肺炎を起こす」ということをいつも申し上げるわけございまして、それだけやはり至近距離にありながら、こうした交通整備が遅れておることの責任は非常に重大であります。このことにつきましても、一層、今後、議会の皆さんとも手を携えながら、1年でも早く立派な産業道路としてひとつ進めていくように希望するところでございます。

昔を振り返ってみますと、名阪国道は、河野一郎が1,000日でやれということの指示が昭和30何年でしたか、3年間でやりなさいということの記憶がございました。千日道路と言われておりますけれども、あれは、今はもう数万台が通っておる本当の立派な産業道路であります。いつもそれを思い起こしておるわけでございますけれども、今後ともそうした意味で、この国道371号の完成に向け、よろしくお祈りを申し上げたいと思います。

それでは、提案する議案につきましてご説明をさせていただきます。

本議会には、平成19年度の橋本市一般会計予算をはじめ、各特別会計予算案件13件、企業会計予算案件2件、条例関係9件、その他市道の認定及び廃止案件など10件、合わせて35件の議案と人権擁護委員候補者の選任案件2件の合計37件を上程いたしております。

まず、議案第1号は平成19年度橋本市一般会計予算でございます。

歳入の主なものを申し上げますと、市税におきましては、国の三位一体改革の一つである地方への税源移譲により、約4億300万円の増収が見込めるほか、平成18年度から実施された定率減税廃止に伴う平成19年度の増収分として約1億3,400万円が見込め、市税総額といたしましては、前年度の本予算計上額より5億5,370万円の増額となります。

しかしながら、税源移譲相当額を所得譲与税として財源措置されていた地方譲与税にあつては、市税収入にかわる平成19年度は4億2,600万円の減額となり、また、減税に伴う市税減収分の補填措置として、従来から交付されていた地方特例交付金が定率減税の廃止に伴い6,500万円の減額となるため、本市では税源移譲されても大幅な増収とはならない状況でございます。

さらに、地方交付税にあつては、国の地方財政計画において5.9%削減された平成18年度交付税総額よりさらに4.4%削減されるため、市民病院の起債償還額や合併補正分等の増加を加味しても、約1億9,000万円の減収となると見込んでおります。

次に、国庫支出金の増収につきましては、高野口小学校校舎等改築に伴う国庫負担金や広域ごみ処理施設の進入路となる田原下中線、道路改良工事に伴う国庫補助金の増額によるものであり、県支出金の増収につきましては、

乳幼児医療制度の改正に伴う補助金の増額、県民税賦課徴収や4月に実施される県議会議員選挙の委託金の増加によるものでございます。

また、繰入金的大幅な増加は、土地開発基金用地の整理に伴うものでございます。今回、土地開発基金が所有している用地の一部を用途目的別に応じて一般会計で整理することといたしました。また、今議会に上程いたしております土地開発基金条例の改正も、土地開発基金用地の整理に関連するものでございます。なお、一般会計で購入した基金用地のうち売却が可能な土地については、普通財産に所管替えを行った上で処分をしまいたいと考えております。

次に、市債の増収につきましては、主に合併特例債の増加であります。

特に平成19年度は、高野口小学校校舎等建設費や防災行政無線整備事業など、大型公共事業の着工に加え、「橋本市地域づくり基金」造成費として8億1,700万円の合併特例債を予算計上したため、約21億円の大幅な増加となっております。

続きまして、歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、姉妹都市でのアメリカ・ロナパーク市及び友好都市の中国・泰安市の公式訪問団受入費用として403万9,000円を計上したほか、職員の意識改革を図るため研修費用の大幅な増額や、公用車の台数を減らすため特殊車両等を除く公用車の集中管理費を予算計上いたしました。

また、神野々グラウンドと農業ふれあい公園周辺を結ぶ遊歩道整備費に3,800万円、昭和57年に土地開発公社を介して先行取得した恋野小学校建設予定地の購入費に2億2,260万9,000円、平成18年度と19年度の2カ年で、合併特例債を活用して造成する「橋本市地域づくり基金」積立金として、今年度は8億6,000

万円を予算化するとともに、統一地方選挙の年を迎え、4月に県議会議員選挙と市議会議員選挙、7月には参議院議員選挙が実施されることから、選挙経費として1億2,303万9,000円を計上してございます。

次に、民生費でございますが、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に伴うシステム開発費として5,000万円、同医療制度の運営主体である後期高齢者医療広域連合への本市の負担金として2,686万9,000円を計上いたしました。

衛生費の主なものでは、平成19年度から少子化対策の一環として、本市の独自施策で不妊治療費補助制度の導入を予定しておりましたが、2月6日に行われた県の定例記者会見において、県が一般不妊治療費の補助制度を新たに創設することを発表したため、県の施策に準じて実施していくことといたしました。

また、現在取り組んでいる「花と緑のリサイクル事業」を積極的に啓発推進するため、秋にコスモスの「花まつり」のイベントを開催するとともに、生ごみを堆肥化・減量化し、可燃ごみの収集回数を減らしていただける区・自治会に対し、「生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金」を交付することといたしました。今後も引き続きごみ減量化をより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、広域ごみ処理施設建設負担金でございますが、平成19年度から施設本体建設工事を着工することから、5億835万円の負担金を計上してございます。

なお、当施設建設の進捗状況でございますが、都市計画決定の法的な手続については、関係各市町の都市計画審議会における審議も終了し、近く県の同意を得た後告知される予定であります。

また、工事関係については処理場敷地造成工事の入札が先日執行され、処理場本体工事

についても、3月下旬に入札をすべく、現在鋭意取り組んでおりますことをご報告させていただきます。

次に、農林水産業費では、恋野本田池周辺整備事業として、トイレの整備費や杉尾地区の水源を確保するため平成18年度から実施している営農飲雑用水施設整備費工事費、合わせて7,162万4,000円を計上するとともに、土木費では、国費・県費・起債を活用した道路整備事業として、清水西畑幹線や北部連絡線などの継続事業をはじめ、広域ごみ処理施設の進入路となる田原下中線や企業誘致のために必要な神野々畑田池線など、合わせて10路線の道路を整備いたします。

また、まちづくり交付金事業といたしまして、平成18年度から施工中の高野口地域交流センター及び名倉8号線の平成19年度事業費などを計上したほか、木造住宅耐震改修事業についても、前年度と同様、予算化をいたしてございます。

次に、消防費では、伊都消防組合負担金として1億8,050万8,000円を計上したほか、施設整備費として防火水槽設置1カ所、消防団納庫新築1カ所、老朽化した消防団車両購入費など、合わせて4,210万円を予算化するとともに、南海・東南海地震や台風・豪雨などの非常災害時において迅速な情報収集・伝達手段を確保するため、平成19年度から20年度の2カ年をかけて、市内全域に屋外拡声子局等を設置する防災行政無線の整備費として、平成19年度は4億5,240万円を予算計上いたしました。

教育費の主なものでは、市内小・中学校の各教室において、インターネットにアクセスでき、学習に必要な情報の収集や情報交換が学校内だけでなく学校間でも可能となるよう、校内LANの整備を図ってまいります。

次に、高野口小学校校舎等の建設工事に着

手いたします。高野口小学校建設につきましては、平成19年度から平成21年度までの3カ年で計画しており、平成19年度は、校務センターや屋内体育館、プール改修費など、9億6,018万円を計上してございます。

その他、旧高野口役場を解体し、高野口地域交流センターの駐車場として整備する経費6,000万円、住吉運動公園の駐車場確保のための改修工事費2,200万円なども予算計上いたしました。

以上が平成19年度一般会計の歳入・歳出の主なものでありますが、歳出においては、防災行政無線整備事業や高野口小学校校舎等建設事業などの大型公共事業の予算計上、広域ごみ処理施設建設負担金を含むごみ処理施設関連事業費の増加、土地開発基金用地の整理などにより、予算規模といたしましては、平成18年度本予算と比較して36億2,781万8,000円、15.6%の大幅な増加となっております。

しかしながら、歳入においては、国の歳出削減の影響を受け、地方交付税や地方の財源不足を補填する臨時財政対策債が減額となることから、本市の財政状況は極めて厳しい状況となっているのが実情でございます。

続きましては、議案第2号から議案第14号までは平成19年度各特別会計予算でございます。

特別会計の主なものを申し上げますと、議案第2号の橋本市国民健康保険特別会計では、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に伴い、現行の国民健康保険システムの改修費や退職被保険者の増加等による医療給付費の増加、並びに平成18年10月から施行された保険財政共同安定化事業に伴う本市の国保連合会への拠出金の増加により、対前年度と比較しますと9億2,465万5,000円の増加となっております。

また、議案第3号、橋本市簡易水道事業特

別会計につきましては、平成18年度に引き続き、河南地域における未給水地区水道整備工事を予算計上するとともに、議案第9号、橋本市墓園事業特別会計では、長期債の繰上償還を行うため、基金からの繰入金を予算化してございます。

続きまして、議案第15号は橋本市水道事業会計予算であります。

主なものといたしまして、拡張工事4億2,000万円、配水施設改良工事に1億5,630万円、さらに、大滝ダム負担金として1億7,321万円を計上いたしました。

議案第16号は、橋本市病院事業会計予算であります。病院事業会計では、入院・外来で年間24万4,100人の患者を見込み、収益的勘定の収入で50億9,963万3,000円、支出で58億5,622万7,000円を計上いたしました。なお、支出のうち9億9,815万7,000円は減価償却費であります。

以上が議案第1号から議案第16号までの平成19年度橋本市各会計当初予算の概要でございますが、各会計とも限られた財源の中で極めて厳しい財政運営をせざるを得ない状況となっていることから、平成19年度中に予算編成手法の抜本的な見直しを図り、歳入の確保、歳出の削減に職員全員が全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第17号は、橋本市副市長定数条例の制定についてであります。これは地方自治法の一部改正により、「助役」にかえて「副市長」を置くものであり、その定数を条例において定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第18号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。これは、地

方自治法が改正され、監査委員の定数が、政令で定める市を除き原則2人となっていること、助役制度及び収入役制度が見直しされたこと、また吏員制度が廃止されたことにより、関係条例を整備するものであります。

議案第19号は、橋本市ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例であります。同基金については、ふるさと創生事業に係る多くの事業の財源として活用されてきたところであり、その設置目的を達成したため、同基金を廃止するものであります。

議案第20号は、橋本市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。これは、平成19年度に橋本市市民病院5階東病棟の開設、さらに将来的には看護体制基準の格上げを考えており、看護師及び医師の増加は避けられない状況であることから、職員定数を変更するものであります。

議案第21号の証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号の橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例及び議案第23号の橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、橋本市集中改革プラン実施に伴い、委員の報酬に半日の場合を規定し、農業委員会委員等の会議出席旅費を廃止するとともに、職員の日当を廃止するものであります。

議案第24号は橋本市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてであります。これは、行政財産として利用されている、あるいは先行取得の目的として事業が完了している用地等について、平成19年度一般会計において取得し、その後、基金としての必要分2億円を残し、残りを一般会計に繰り入れることに伴い、基金額が大きく変更されることから基金額を明記する必要があるため、本条例を改正するものであります。

議案第25号は、橋本市公有林野官行造林管

理条例の一部を改正する条例についてであります。これは、本市が古座川町内に保有している「公有林野等官行造林地」について、従来どおり管理し、及び財産活用を図っていくこととなったため、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、市道の認定及び廃止についてであります。これは柱本深山線ほか15路線を新たに市道として認定し、また、京奈和橋本道路事業に伴い、1路線を廃止するものであります。

議案第27号の和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合規約の変更及び議案第28号の和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更につきましては、いずれも、地方自治法の一部改正により収入役制度が見直されたこと、また、組合を組織する地方公共団体の数の変更等に伴い、組合規約を変更するものであります。

議案第29号の伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合の解散及び議案第30号の伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、簡素で効率的な広域行政体制の確立をめざして、平成19年3月31日をもって伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合を解散し、同組合の共同処理事務を橋本広域市町村圏組合に承継させ、また、同組合の財産を橋本周辺広域市町村圏組合に帰属させるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号は、橋本周辺広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。これは、平成19年3月31日に伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合が解散するにあたり、同組合の業務を平成19年4月1日から橋本周辺広域市町村圏組合が承継すること、また、地方自治法の

一部改正により収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止が行われたこと等により、組合の共同処理する事務及び規約を変更するものがあります。

議案第32号の伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合理約の変更に関する協議、議案第33号の伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合理約の変更に関する協議、議案第34号の橋本伊都衛生施設組合理約の変更及び議案第35号の伊都消防組合理約の変更につきましては、いずれも、地方自治法の一部改正により助役制度及び収入役制度が見直されたこと等に伴い、組合理約を変更するものがあります。

選第1号につきましては、人権擁護委員のうち森本勲委員が辞退されましたので、その後任として田中淑子氏を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

選第2号につきましては、人権擁護委員のうち竹之下美恵委員が平成19年6月30日をもって任期満了となるのに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案35件及び選2件についてご説明を申し上げます。議員各位にはよろしくご審議の上ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本会期中に、平成18年度補正予算、条例の一部改正及び人事案件についての追加議案を提出させていただく予定でありますので、あわせてご審議をお願い申し上げ、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

○議長（上田順康君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明2月27日から3月4日までの6日間は議案調査等のため休会とし、3月5日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

（午前10時20分 散会）